

「建設工事における随意契約の指針」運用方針について（通知）

監第 4－6 号

平成7年4月1日

土木部長から 土木部各課（室）長 あて  
土木部出先機関の長

随意契約の締結については、「建設工事における随意契約の指針」及び同運用方針（平成4年4月1日施行）に基づき適正な執行に努めてきたところであります。

このたび、運用方針を別添のとおり定め平成7年4月1日から施行することとしたので通知します。

当運用方針に示された工事は例示であって、これ以上の工事にあっても「建設工事における随意契約の指針」に当該するものについては、随意契約を妨げるものではありませんので、契約業務執行にあたっては、個々具体的事例を詳細に検討し客観的・総合的に判断したうえ、厳正な執行に留意してください。

なお、従前の「建設工事」における随意契約の指針運用方針（平成4年4月1日施行）は廃止します。

## 「建設工事における随意契約の指針」運用方針

### 沿革

随意契約とは、公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選んで契約を締結する方法であり、競争入札をたてまえとする契約方法の特例方式である。

このため、建設工事の執行にあたっては、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の具体の発注工事ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し決定する必要がある。

本県における随意契約の締結については従来から地方自治法施行令第 167 条の第 1 項、及び山梨県財務規則第 137 条第 1 項に規定されているものに限られており、運営上も当該規定が唯一の寄りどころとされていたところである。しかし、施行令随意契約の理由として定められている各規定においては、その正確な解釈・運用が極めて難しい微妙なケースが多く、発注者としては極めて慎重に運用してきた結果、本来、随意契約が適切であるにもかかわらず、競争入札に付している等の現状にそぐわない面が生じている。

このような問題を解消するため、法令（地方自治法施行令）に随意契約の理由として規定されている各項目に、具体的事例及び解釈を示すことにより、随意契約の公正・適正な運用を行おうと平成 4 年 4 月 1 日付けで「建設工事における随意契約の方針」運用方針を制定し、具体的に 3 工事については、基本的に随意契約とすることとして運用してきたところであるが、これを更に発展させ、平成 7 年 4 月 1 日から実施するものである。

しかしながら、随意契約として工事を執行する場合には、建設工事における随意契約の方針（以下「随意契約の方針」という）の項目に該当すると思われるものも、直ちに適用するのではなく、個々の具体的事例をより詳細に検討し、客観的・総合的に判断した上、厳正に運用するものとする。

### 運用にあたっての留意事項

1 「随意契約の方針」第 1 については、当面、次の工事に限って運用するものとする。

#### I (1)④の関係

都市ガス工事

#### II (2)②の関係

ア 団地の合併浄化槽の改修工事及び一部交換

イ トンネル換気設備機器の増設、改修等

ウ 道路防災設備、道路照明の一部交換

エ 道路情報板等の点検、修繕

オ 既存＋増設戸数の和が 69 戸以下の場合のプロパンガス工事。又は増設戸数が 69 戸以下で、かつ、既設戸数が少ない場合のプロパンガス工事

2 「随意契約の指針」第 2 については、当面、次の工事に限って運用するものとする。

#### ②の関係

管理設備機器類

3 「随意契約の指針」第3については、当面、次の工事に限って運用するものとする

I (1)②の関係

- ア 橋台工設備に伴う取付護岸、あるいは災害復旧工事として採択された区域に取り合せる施設で、本体区域施工工期が重複し、本体規模に比較し、小規模なもの（取合＜本体×50%）
- イ 本体建築工事施工期間内に発注する付帯外構工事の内、本体規模に比較し、小規模なもの（付帯＜本体×50%）

II (2)①の関係

- ア 同一の出入口を使用するトンネル工事の後工事
- イ 前工事で使用した仮設備を引き続き使用する橋梁下部工事の後工事
- ウ 単一形式の特殊な二次製品を使用する擁壁工（コンクリートブロック擁壁工を除く）で後工事が前工事に一体擁壁として重なっていく場合の後工事
- エ 橋梁上部工の製作の後工事としての架設、あるいはダム取水設備類の製作の後工事としての据付工事をそれぞれ分割発注した場合の後工事

III (2)②の関係

前工事で使用した、索道、コンクリートプラント等の仮設備を引続き使用する、砂防ダム工事の後工事

（注）後工事とは、同一箇所前年に引き続き施工される工事、また、これらを運用する場合には、事前に監理課に協議するものとする。

随意契約の理由の明示

随意契約により執行する場合には、必ず指名会議等の儀を経るとともに、工事執行伺い、並びに支出負担行為伺い等に施行令等の適用条文を必ず明記する。また、当該条文を適用することとなった具体的理由をできるだけ詳しく明示すること。

附 則

この運用方針は、平成7年4月1日から実施する。  
（別添「建設工事における随意契約の指針」運用方針参照）

編注 「監理課」は「県土整備総務課」へ、「道路維持課」は「道路管理課」へ、「河川開発課」は「治水課」へ、「道路建設課」は「道路整備課」へ課名変更されている。

指 針 番 号		随 意 契 約 と す る 建 設 工 事	主たる対象課	
第1 契約の性質 又は目的が 競争入札に 適しないと き (施行令第 167条の2第 1項第2号)	(1) 特殊な技術、機 器又は設備等 を必要とする工 事での特定の者 と契約を締結し なければ契約の 目的を達するこ とができない場 合	①特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある		
		②文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事		
		③実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施行可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事		
		④ガス事業法等法令の規定に基づき施工者が特定される工事	都市ガス工事	
第2 緊急の必要 により競争 入札に付す ことができ ないとき(施 行令第167 条の2第1項 第3号)	(2) 施工上の経験、 知識を特に必要 とする場合、又 は現場の状況等 に精通した者に 施行される必要 がある場合	①本施行に先立ち行われる試験的な施行の結果、当該試験的な施行を行った者に施工させなければならない本工事  ②既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事	ア 団地の合併浄化槽の改修工事及び一部交換 イ トンネル換気設備機器の増設、改修等 ウ 道路防災施設、道路照明の一部交換 エ 道路情報板等の点検、修繕 オ 既存+増設戸数の数が69戸以下の場合のプロパンガス工事。又は増設戸数が69戸以下の場合で、かつ、既設戸数より増設戸数が少ない場合のプロパンガス工事	ア 建住 イウエ 道維 オ 建住

		③埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事		
		①堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事		
		②電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事	管理設備機器類	河開 下水
		③災害の未然防止のための応急工事		
第3 競争入札に付することが不利と認められるとき（施行令第167条の2第1項第4号）	(1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合	①当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事 ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事	ア 橋台工設置に伴う取合護岸、災害復旧工事として採択された区域に取合せる施設で、本体区域施工工期と工期が重複し、本体規模に比較し小規模なもの（取合＜本体×50%） イ 本体建築工事施工工期内に発注する付帯外構工事の内、本体規模に比較し小規模なもの（付帯＜本体×50%）	イ 建住
	(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者にさせた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等、有	①前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合には、 <b>瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事</b>	ア 同一の出入口を使用するトンネル工事の後工事 イ 前工事で使用した仮設備を引き続き使用する橋梁下部工事  ウ 単一形式の特殊な二次製品を使用する擁壁工（コンクリートブロック擁壁を除く）で後工事が前工事に一体擁壁として重なっていく場合の後工事	アイウエ道建 ウ 道維 エ 河開

	利と認められる場合	<p>②前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）</p>	エ 橋梁上部工の製作の後工事としての架設、ダムの取水設備類の製作の後工事としての据付工事をそれぞれ分割発注した場合の後工事	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ア 砂防ダム工事</div>	ア 砂防

は平成4年4月より運用実施中の建設工事

指 針 番 号	随 意 契 約 と す る 建 設 工 事	主たる対象課
<p>(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合</p>	<p>①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事 ②他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事</p>	
<p>第4 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込があるとき (施行令第167条の2第1項第5号)</p>	<p>特定な施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合</p>	

<p>第5 再度の入札に付し落札者がいないとき（施行令第167条の2第1項第6号）</p>	<p>入札執行回数の限度内において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合は、最低金額の入札者と協議のうえに予定価格の範囲内で随意契約ができる。</p>		
<p>第6 落札者が契約を締結しないとき（施行令第167条の2第1項第7号）</p>	<p>競争入札において、落札したにもかかわらず、当該入札落札者が契約の締結に応じない場合には、履行の意志がないと認め落札金額の範囲内の他の者と随意契約ができる</p>		